

第17回 広島市地域公共交通活性化協議会

日 時：令和5年10月24日（火）13：30～

場 所：合人社ウエンディひと・まちプラザ

（広島市まちづくり市民交流プラザ）

北棟6階 マルチメディアスタジオ

議 事 次 第

1 開 会

2 協議事項

- ・実証運行について（共同運営システムの試行的取組）
- ・広島空港アクセス路線（宮島・ジアウトレット路線）の実証運行について

3 報告事項

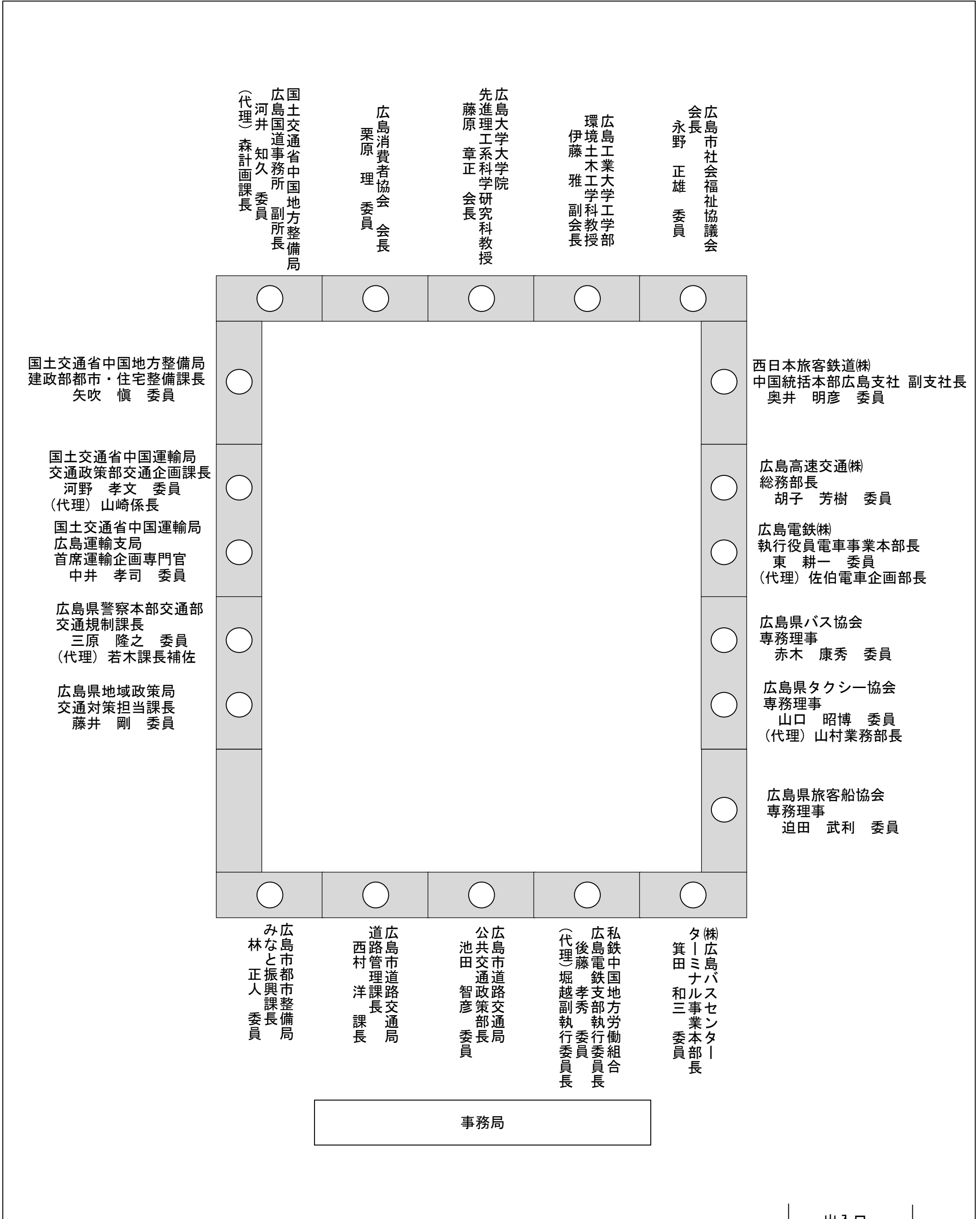
- ・道路運送法改正に伴う協議運賃の協議方法の見直しについて

4 閉 会

第17回 広島市地域公共交通活性化協議会 配席表

日時：令和5年10月24日（火） 13:30～

場所：合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)
北棟6階 マルチメディアスタジオ



広島市地域公共交通活性化協議会委員

令和5年10月2日現在

所 属・氏 名		備 考
広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	藤原 章正 ◎	学識経験者
広島工業大学工学部環境土木工学科 教授	伊藤 雅 ○	
広島市道路交通局 公共交通政策部長	池田 智彦	地方公共団体
西日本旅客鉄道(株)中国統括本部広島支社 副支社長	奥井 明彦	公共交通事業者等
広島高速交通(株) 総務部長	胡子 芳樹	
広島電鉄(株) 執行役員 電車事業本部長	東 耕一	
広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀	
広島県タクシー協会 専務理事	山口 昭博	
広島県旅客船協会 専務理事	迫田 武利	
(株)広島バスセンター ターミナル事業本部長	箕田 和三	道路管理者
広島国道事務所 副所長	河井 知久	
広島市道路交通局 道路管理課長	西村 洋	港湾管理者
広島県土木建築局 港湾振興課長	吉牟田 修	
広島県警察本部 交通規制課長	三原 隆之	公安委員会
広島市社会福祉協議会 会長	永野 正雄	地域公共交通の利用者
広島消費者協会 会長	栗原 理	
中国地方整備局 都市・住宅整備課長	矢吹 慎	その他の当該地方公共団体が 必要と認める者
中国運輸局 交通企画課長	河野 孝文	
広島運輸支局 首席運輸企画専門官	中井 孝司	
広島県地域政策局 交通対策担当課長	藤井 剛 ●	
広島市都市整備局 みなと振興課長	林 正人	
私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部 執行委員長	後藤 孝秀	

◎：会長 ○：副会長 ●：監査委員

【事務局】

広島市道路交通局公共交通政策部

(事務局長兼協議会出納員：公共交通調整担当課長)

広島市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、協議会の運営に係る議決で会長が認める場合は、この限りでない。
- 3 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊

重しなければならない。

(分科会)

- 第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の管理)

- 第11条 協議会は、国等からの補助を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)により取得した財産の管理について、あらかじめ補助事業の開始前に、協議して定める。

(監査)

- 第12条 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	広島市
関係する公共交通事業者等	公益社団法人広島県バス協会
	一般社団法人広島県タクシー協会
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
	広島高速交通株式会社
	広島電鉄株式会社
	広島県旅客船協会
	株式会社広島バスセンター
道路管理者	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 広島市道路交通局
港湾管理者	広島県土木建築局
公安委員会	広島県警察
地域公共交通の利用者	地域福祉関係団体等
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
その他の地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国地方整備局建政部 国土交通省中国運輸局交通政策部 国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島県地域政策局 広島市都市整備局

※ 会長が必要と認めるとき、その他の協議会の運営上必要と認められる者として、適宜、委員を加えることができる。

配付資料一覧

【協議資料】

- 資料 1 令和 5 年 9 月 7 日開催 都市活性化対策特別委員会説明資料
- 資料 2 実証運行について（共同運営システムの試行的取組）
- 資料 3 事業者による実証運行の計画案（概要）〔深川線〕
- 資料 4 事業者による実証運行の計画案（概要）〔東観音台線、薬師が丘線〕
- 資料 5 広島空港アクセス路線（宮島・ジアウトレット路線）の実証運行について

【報告資料】

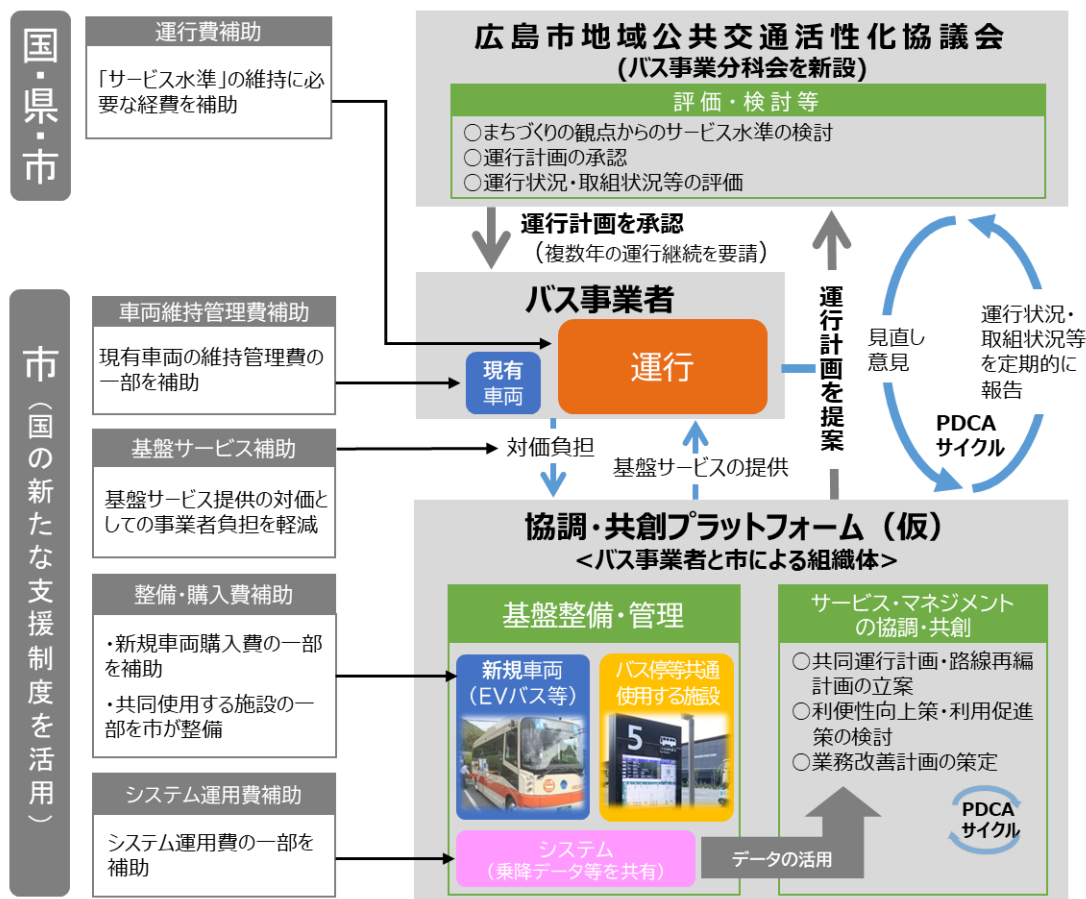
- 資料 6 道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直しについて

【参考資料】

- 広島市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和 5 年 1 0 月 2 日現在）
- 広島市地域公共交通活性化協議会規約（令和 3 年 4 月 1 日改正）

項 目	説 明
<p>2 公共交通を軸とした交通体系の構築について</p> <p>(1) 乗合バス事業の共同運営システムの構築 (道路交通局)</p>	<p>1 目的</p> <p>本市では、広域経済圏のヒト・モノの「循環」と地域住民の活動による「循環」を直接支えている「移動」を容易にするため、事業者間の「競争」を原則としてきた公共交通を、道路と同様に「社会インフラ」と捉えた上で、「協調」して運用するものへと舵を切り、国の支援も引き出しながら、利用者の利便性を重視した「広島型公共交通システム」を構築することとしています。</p> <p>そのモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、共同運営システムの構築に取り組みます。</p> <p>2 事業概要</p> <p>これまでの常識や壁を乗り越えた「事業者間の共創」及びそれを後押しする「官との共創」を軸に、経営の安定化と利用者目線での質の高いバスサービスを実現し、“広島ならではの乗合バス事業”への再構築を図るための官民の新たな連携体制として、「共創による乗合バス事業の共同運営システム（広島モデル）（以下「共同運営システム」という。）」を構築します。</p>

<「共創による乗合バス事業の共同運営システム(広島モデル)」のイメージ>



“広島モデル”の特徴

- ・バス事業者と市による組織体である「協調・共創プラットフォーム（仮）」の下、車両や施設等の基盤整備・管理の共通化等を図るとともに、各社の乗降データ等の共有・活用による路線の最適化やサービスの改善を進めることなどにより、官民一体でバス事業全体の再構築に取り組むこと。
- ・広島市地域公共交通活性化協議会がまちづくりの観点から踏まえてサービス水準を設定し、これに基づきバスを運行する事業者に対し、手厚い公的支援を行うこと。

項 目	説 明
	<p>3 経緯</p> <p>令和4年 4月 持続性の高い新たな公共交通体系の構築の検討について、バス事業者が本市へ要請</p> <p>4月～ 11月 事業者8社(広島電鉄(株)、広島バス(株)、広島交通(株)、中国ジェイアールバス(株)、芸陽バス(株)、備北交通(株)、エイチ・ディー西広島(株)、(株)フォーブル)、学識経験者及び本市等で構成する「乗合バス事業における共同運営システム導入に係る検討会議(以下「検討会議」という。)」において検討</p> <p>12月 検討会議の総意として「共創による乗合バス事業の共同運営システム(広島モデル)の構築について」を取りまとめ</p> <p>令和5年 1月 共同運営システムの取組への新たな支援制度の創設や既存制度の拡充等について、市長及び広島県バス協会会長が国土交通大臣へ要望</p> <p>4月 改正地域公共交通活性化再生法が成立</p> <p>4 取組状況</p> <p>共同運営システムの構築に向けた取組を加速するため、本年6月に事業者8社のトップと市長による懇話会を開催し、基本的な認識の共有を図るとともに、今後の進め方等について意見交換を行いました。また、本年7月には組織体制を強化するため、国の職員を参与として配置するほか、バス事業者の職員3人の受け入れを行いました。</p> <p>5 今後の取組</p> <p>引き続き、事業者と一体となって丁寧に議論を重ねながら、プラットフォームの組織や取組の具体化等の共同運営システム構築に向けた詳細検討、データ分析に基づく実証実験などを進めます。また、この連携体制を実効あるものとするためには、国の積極的な支援策を引き出していくことが肝要であることから、様々な機会を活用して国に対して必要となる制度改正や新たな支援策等を要望していきます。</p> <p>6 スケジュール(予定)</p> <p>令和5年 7月 プラットフォームの組織や取組の具体化等の ～令和6年 2月 共同運営システム構築に向けた詳細検討</p> <p>令和5年 11月 国に対して支援策の拡充等を要望</p> <p>令和6年 1月 実証実験の実施</p> <p>2月 これまでの検討を踏まえた基本方針の作成と 国への報告</p> <p>4月～ 共同運営システムの稼働 (実施可能なものからスタートし、段階的に拡大)</p>

実証運行について（共同運営システムの試行的取組）

1 実証運行に係る経緯

（令和5年4月～令和5年9月）

- 本市とバス事業者8社が主体となり、実証運行路線の選定に係る協議を実施
- 協議の結果、次の内容で実証運行を行うことを決定
 - 広島バスの「深川線」（広島電鉄の「温品線」と一部区間が重複）を、温品四丁目でフィーダー化
 - 広島電鉄の「東観音台線・薬師が丘線（五日市北口発着便、西広島バイパス経由便）」について、地毛～団地間にフィーダー系統を新設

（令和5年10月）

- 共同運営システムの取組と実証運行の内容について、関係地区の自治会等へ説明

2 運行概要（案）

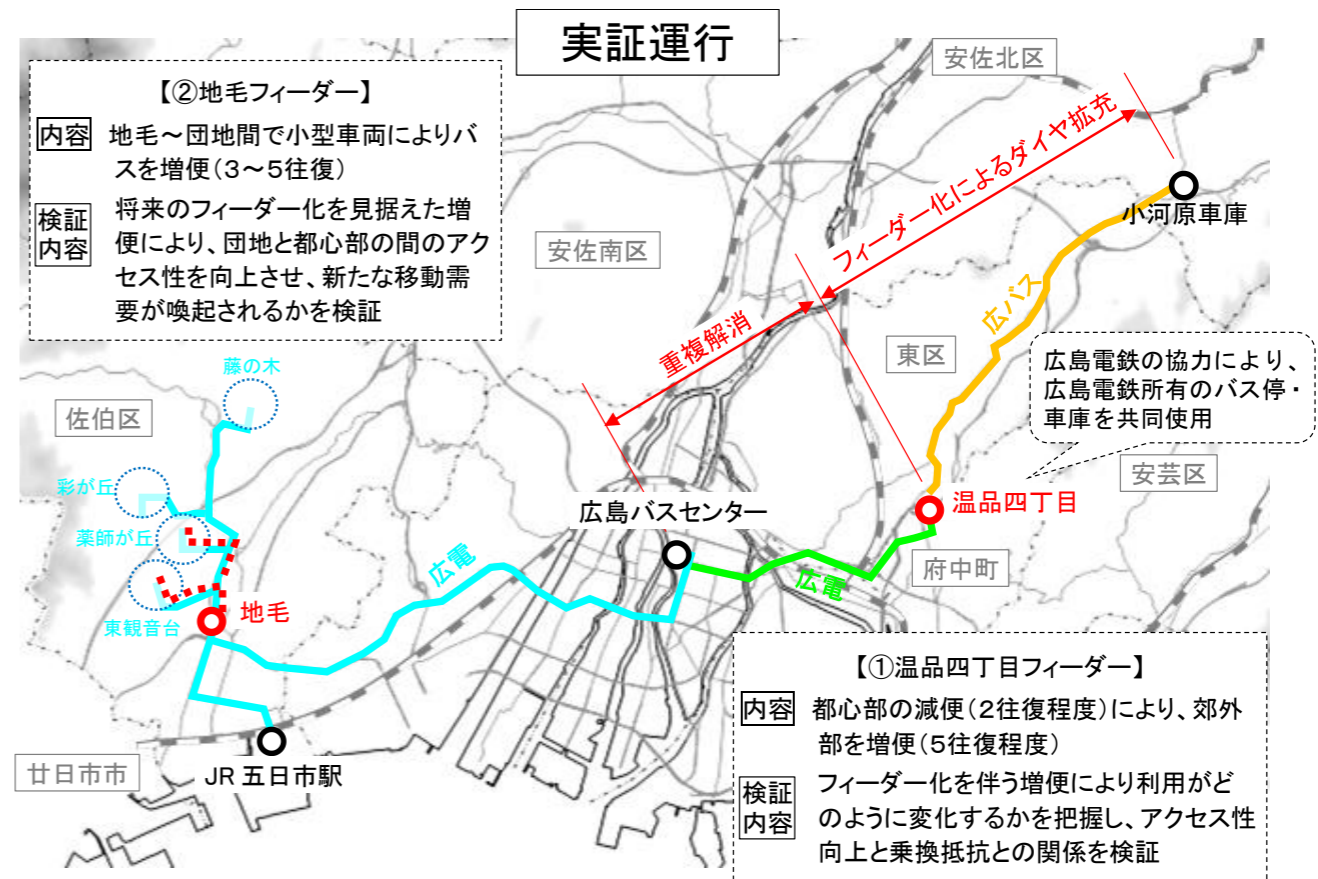
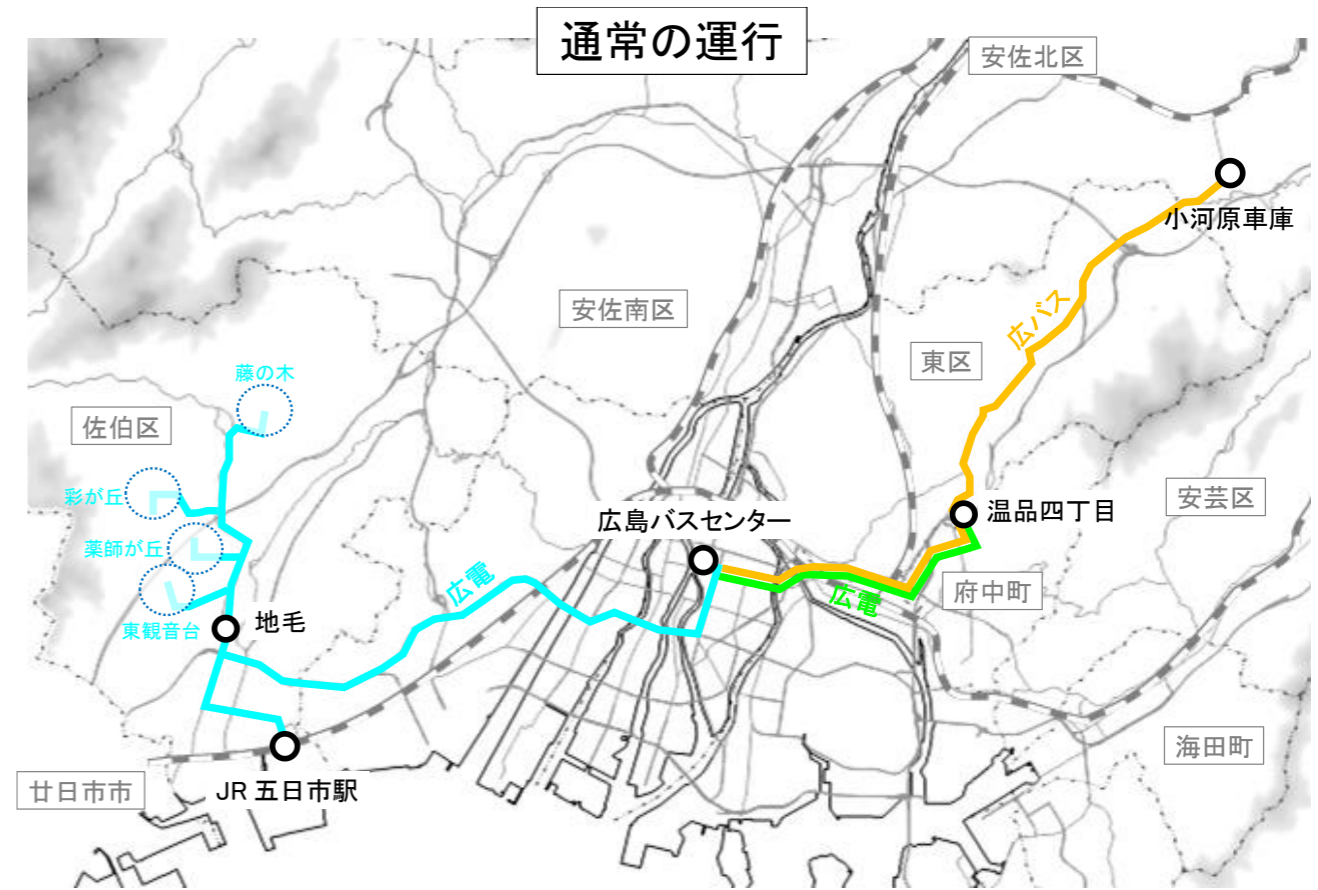
	① 温品四丁目フィーダー （中区～東区～安佐北区）	② 地毛フィーダー （佐伯区）
目的	路線重複の解消による効率化とダイヤ拡充の効果検証	郊外団地のダイヤ拡充の効果検証
運行事業者	広島バス(株)	広島電鉄(株) ※ひろでんモビリティサービス(株)へ委託
期間	12月1日（金）～12月28日（木）	
時間帯	9時台～15時台 （オフピーク時のみ）	9時台～17時台
経路	右図参照	

3 協議会における審議内容

- 温品四丁目フィーダーに係る運行内容の変更（広島バス）
 - 地毛フィーダーに係る路線の新設
 - 地毛フィーダーにおける車両の移動円滑化基準の適用除外
- （広島電鉄）

4 今後のスケジュール（案）

- | | |
|---------------------|--|
| 10月下旬
（運輸局への申請後） | 実証運行に係る道路運送法手続の申請・届出（バス事業者→中国運輸局）
関係地域へのチラシ配布 |
| 12月1日 | 実証運行開始（～12月28日まで） |
| 1月 | 運行結果の分析・成果のとりまとめ |
| 2月末 | 運行結果報告書を国へ提出 |
| 3月 | 活性化協議会に実証運行の成果を報告 |



■ 事業者による実証運行の計画案（概要）

〈運行形態〉

名 称	深川線	
運行事業者	広島バス株式会社	
運行路線・ 運行期間等 （P.2 路線概要図 P.3 系統図 P.4 運行回数表 P.5-6 時刻表 を参照）	路線	系統 2917 上り：温品四丁目方面 / 下り：小河原車庫方面
	運行期間	2023年12月1日～28日
	運行時間帯	オフピーク時（9時台～15時台）
	キロ程	9.1km
	所要時間	約31分
	運行回数 （平日）	7.0回（往復）
	運行回数 （土日祝）	7.0回（往復）
	停留所	上り26か所 / 下り25か所
使用車両 （P.7-8 使用車両 の詳細を参照）	大型車両（乗車定員約70人）、予備含め5台	

＜参考：深川線（矢賀経由）の運行回数について＞

【実証運行前】

ピーク時（7～8時台、16時台～19時台）	オフピーク時（9～15時台）
平日：6.0回	平日：3.0回
土日祝：5.0回	土日祝：2.5回



【実証運行中】

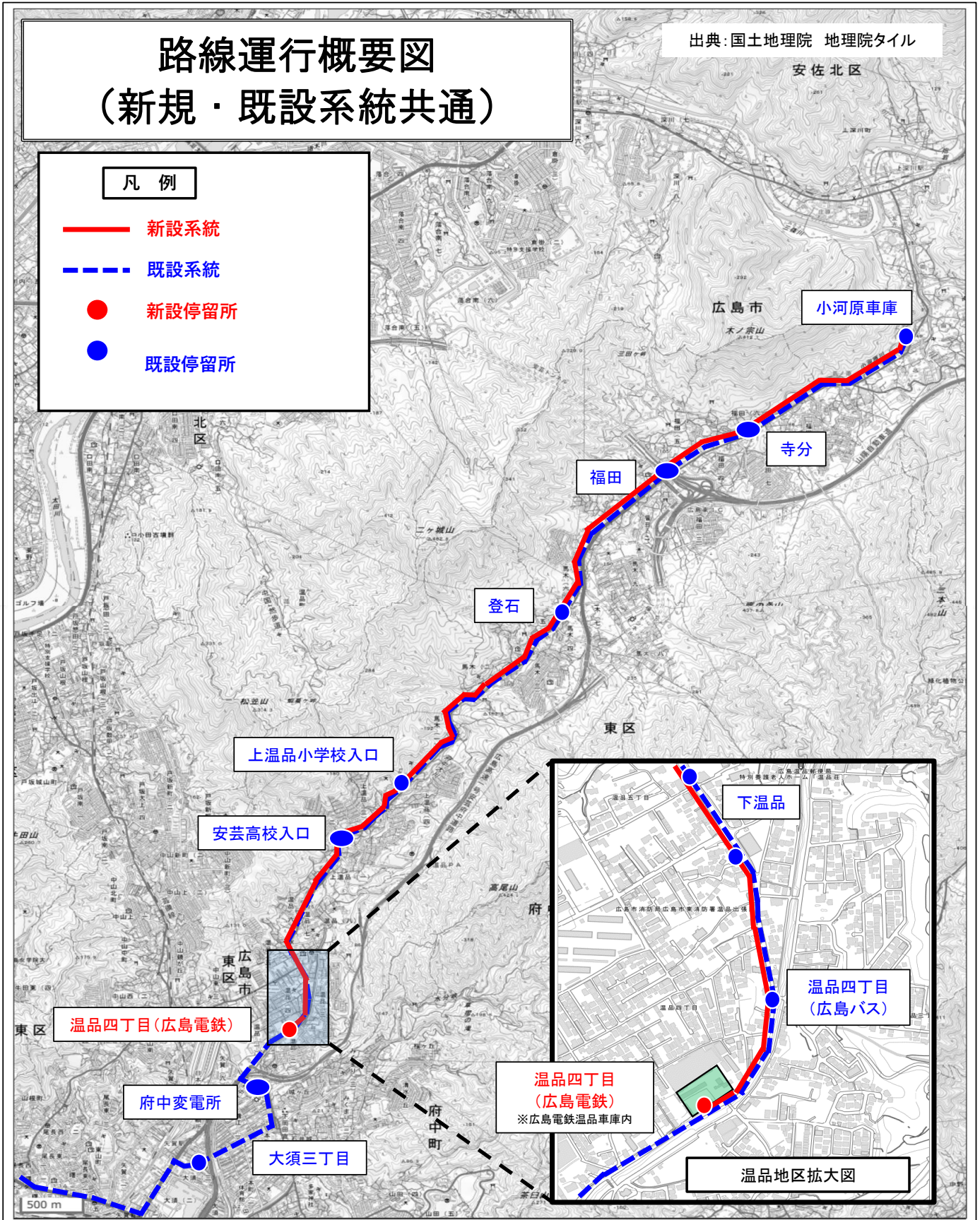
変更なし	オフピーク時（9～15時台）
	平日：7.0回
	土日祝：7.0回

路線運行概要図 (新規・既設系統共通)

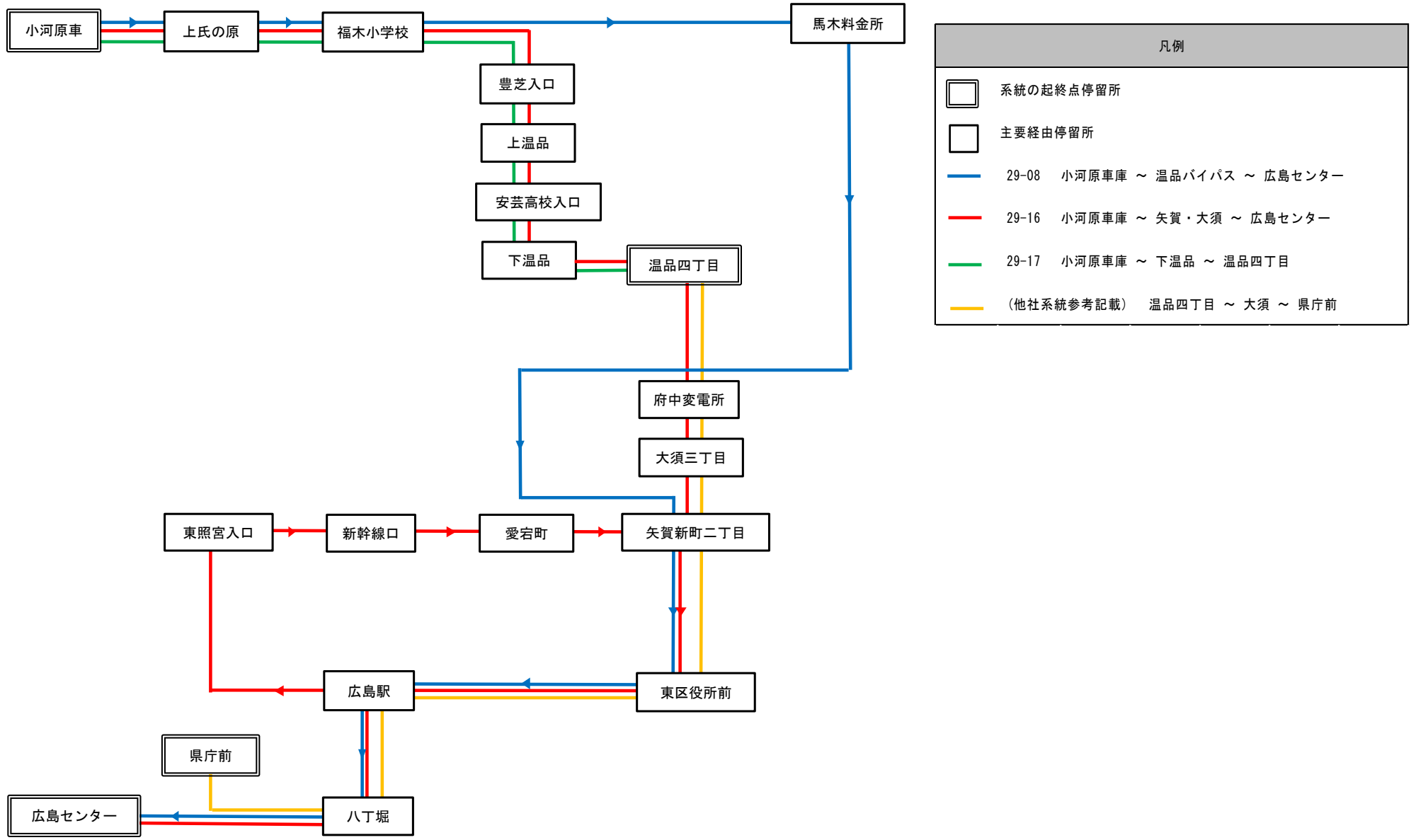
出典: 国土地理院 地理院タイル

凡例

- 新設系統
- - - 既設系統
- 新設停留所
- 既設停留所



29号（深川）線 運行系統図



新旧対照運行系統表

上段：起点 下段：終点

路線	新旧	区分	系統番号	運行系統			料程	指定時間帯/運行回数					始発時刻	終発時刻	合計	備考		
				起点	主たる経由地	終点		7-8	9-15	16-18	19-6	計						
29号深川線運行系統表	新	平日	29-17	小河原車庫	登石	広電温品四丁目	9.1	0.0	3.5	0.0	0.0	3.5	-	-	計	2023年12月1日（金）～2023年12月28日（木）の 期間限定運行		
					下温品		9.1	0.0	3.0	0.5	0.0	3.5	-	-			7.0	
		土日祝	29-17	小河原車庫	登石	広電温品四丁目	9.1	0.0	3.5	0.0	0.0	3.5	-	-	計	2023年12月1日（金）～2023年12月28日（木）の 期間限定運行		
					下温品		9.1	0.0	3.0	0.5	0.0	3.5	-	-			7.0	

温品フィーダー運行時刻表案(月～金曜日ダイヤ)

温品四丁目(広島電鉄)方面							
停留所名	1	2	3	4	5	6	7
小河原車庫	9:48	10:48	11:50	12:48	13:48	14:38	15:38
下氏の原	9:48	10:48	11:50	12:48	13:48	14:38	15:38
上氏の原	9:49	10:49	11:51	12:49	13:49	14:39	15:39
五月ヶ丘	9:50	10:50	11:52	12:50	13:50	14:40	15:40
寺分北	9:50	10:50	11:52	12:50	13:50	14:40	15:40
寺分	9:51	10:51	11:53	12:51	13:51	14:41	15:41
大平	9:52	10:52	11:54	12:52	13:52	14:42	15:42
福田	9:53	10:53	11:55	12:53	13:53	14:43	15:43
西善寺前	9:54	10:54	11:56	12:54	13:54	14:44	15:44
記念碑前	9:55	10:55	11:57	12:55	13:55	14:45	15:45
福木小学校前	9:57	10:57	11:59	12:57	13:57	14:47	15:47
登石	9:58	10:58	12:00	12:58	13:58	14:48	15:48
豊芝入口	9:59	10:59	12:01	12:59	13:59	14:49	15:49
西の畑	10:00	11:00	12:02	13:00	14:00	14:50	15:50
惣の谷	10:01	11:01	12:03	13:01	14:01	14:51	15:51
下条	10:02	11:02	12:04	13:02	14:02	14:52	15:52
鮎信団地	10:03	11:03	12:05	13:03	14:03	14:53	15:53
上温品小学校入口	10:05	11:05	12:07	13:05	14:05	14:55	15:55
上温品北	10:06	11:06	12:08	13:06	14:06	14:56	15:56
上温品	10:07	11:07	12:09	13:07	14:07	14:57	15:57
安芸高校入口	10:08	11:08	12:10	13:08	14:08	14:58	15:58
横見谷	10:09	11:09	12:11	13:09	14:09	14:59	15:59
温品小学校前	10:10	11:10	12:12	13:10	14:10	15:00	16:00
下温品(矢賀方面バス停)	10:12	11:12	12:14	13:12	14:12	15:02	16:02
温品四丁目(広バス)	10:13	11:13	12:15	13:13	14:13	15:03	16:03
温品四丁目(広電)	10:19	11:19	12:21	13:19	14:19	15:09	16:09

小河原車庫方面							
停留所名	1	2	3	4	5	6	7
温品四丁目(広電)	10:25	11:25	12:28	13:28	14:28	15:27	16:27
温品四丁目(広バス)	10:26	11:26	12:29	13:29	14:29	15:28	16:28
下温品(出張所前)	10:28	11:28	12:31	13:31	14:31	15:30	16:30
温品小学校前	10:28	11:28	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31
横見谷	10:29	11:29	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32
安芸高校入口	10:30	11:30	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33
上温品							
上温品北	10:31	11:31	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34
上温品小学校入口	10:32	11:32	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35
鮎信団地	10:33	11:33	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36
下条	10:33	11:33	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36
惣の谷	10:34	11:34	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37
西の畑	10:35	11:35	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38
豊芝入口	10:36	11:36	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39
登石	10:37	11:37	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40
福木小学校前	10:39	11:39	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42
記念碑前	10:40	11:40	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43
西善寺前	10:41	11:41	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44
福田	10:42	11:42	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45
大平	10:42	11:42	12:45	13:45	14:45	15:46	16:46
寺分	10:43	11:43	12:46	13:46	14:46	15:47	16:47
寺分北	10:43	11:43	12:46	13:46	14:46	15:47	16:47
五月ヶ丘	10:44	11:44	12:47	13:47	14:47	15:48	16:48
上氏の原	10:45	11:45	12:48	13:48	14:48	15:49	16:49
下氏の原	10:46	11:46	12:49	13:49	14:49	15:50	16:50
小河原車庫	10:52	11:52	12:55	13:55	14:55	15:56	16:56

お問い合わせ 広島バス(株)小河原営業所 0570-042-255

温品フィーダー運行時刻表案(土曜日・日曜日・祝日ダイヤ)

温品四丁目(広島電鉄)方面							
停留所名	1	2	3	4	5	6	7
小河原車庫	9:39	10:39	11:36	12:33	13:33	14:33	15:33
下氏の原	9:39	10:39	11:36	12:33	13:33	14:33	15:33
上氏の原	9:40	10:40	11:37	12:34	13:34	14:34	15:34
五月ヶ丘	9:41	10:41	11:38	12:35	13:35	14:35	15:35
寺分北	9:41	10:41	11:38	12:35	13:35	14:35	15:35
寺分	9:42	10:42	11:39	12:36	13:36	14:36	15:36
大平	9:43	10:43	11:40	12:37	13:37	14:37	15:37
福田	9:44	10:44	11:41	12:38	13:38	14:38	15:38
西善寺前	9:45	10:45	11:42	12:39	13:39	14:39	15:39
記念碑前	9:46	10:46	11:43	12:40	13:40	14:40	15:40
福木小学校前	9:48	10:48	11:45	12:42	13:42	14:42	15:42
登石	9:49	10:49	11:46	12:43	13:43	14:43	15:43
豊芝入口	9:50	10:50	11:47	12:44	13:44	14:44	15:44
西の畑	9:51	10:51	11:48	12:45	13:45	14:45	15:45
惣の谷	9:52	10:52	11:49	12:46	13:46	14:46	15:46
下条	9:53	10:53	11:50	12:47	13:47	14:47	15:47
鮎信団地	9:54	10:54	11:51	12:48	13:48	14:48	15:48
上温品小学校入口	9:56	10:56	11:53	12:50	13:50	14:50	15:50
上温品北	9:57	10:57	11:54	12:51	13:51	14:51	15:51
上温品	9:58	10:58	11:55	12:52	13:52	14:52	15:52
安芸高校入口	9:59	10:59	11:56	12:53	13:53	14:53	15:53
横見谷	10:00	11:00	11:57	12:54	13:54	14:54	15:54
温品小学校前	10:01	11:01	11:58	12:55	13:55	14:55	15:55
下温品(矢賀方面バス停)	10:03	11:03	12:00	12:57	13:57	14:57	15:57
温品四丁目(広バス)	10:04	11:04	12:01	12:58	13:58	14:58	15:58
温品四丁目(広電)	10:10	11:10	12:07	13:04	14:04	15:04	16:04

小河原車庫方面							
停留所名	1	2	3	4	5	6	7
温品四丁目(広電)	10:27	11:27	12:26	13:07	14:07	15:07	16:15
温品四丁目(広バス)	10:28	11:28	12:27	13:08	14:08	15:08	16:16
下温品(出張所前)	10:30	11:30	12:29	13:10	14:10	15:10	16:18
温品小学校前	10:30	11:30	12:29	13:10	14:10	15:10	16:19
横見谷	10:31	11:31	12:30	13:11	14:11	15:11	16:20
安芸高校入口	10:32	11:32	12:31	13:12	14:12	15:12	16:21
上温品							
上温品北	10:33	11:33	12:32	13:13	14:13	15:13	16:22
上温品小学校入口	10:34	11:34	12:33	13:14	14:14	15:14	16:23
鮎信団地	10:35	11:35	12:34	13:15	14:15	15:15	16:24
下条	10:35	11:35	12:34	13:15	14:15	15:15	16:24
惣の谷	10:36	11:36	12:35	13:16	14:16	15:16	16:25
西の畑	10:37	11:37	12:36	13:17	14:17	15:17	16:26
豊芝入口	10:38	11:38	12:37	13:18	14:18	15:18	16:27
登石	10:39	11:39	12:38	13:19	14:19	15:19	16:28
福木小学校前	10:41	11:41	12:40	13:21	14:21	15:21	16:30
記念碑前	10:42	11:42	12:41	13:22	14:22	15:22	16:31
西善寺前	10:43	11:43	12:42	13:23	14:23	15:23	16:32
福田	10:44	11:44	12:43	13:24	14:24	15:24	16:33
大平	10:44	11:44	12:43	13:24	14:24	15:24	16:34
寺分	10:45	11:45	12:44	13:25	14:25	15:25	16:35
寺分北	10:45	11:45	12:44	13:25	14:25	15:25	16:35
五月ヶ丘	10:46	11:46	12:45	13:26	14:26	15:26	16:36
上氏の原	10:47	11:47	12:46	13:27	14:27	15:27	16:37
下氏の原	10:48	11:48	12:47	13:28	14:28	15:28	16:38
小河原車庫	10:54	11:54	12:53	13:34	14:34	15:34	16:44

お問い合わせ 広島バス(株)小河原営業所 0570-042-255

使用車両の詳細

常用車両及び予備車両（系統 2917）	
車種	三菱ふそう エアロスター
車両外観	
全長／全幅 ／全高	11,260mm / 2,490mm / 3,090mm
定員	76名（運転手含む）
運行区域	「路線図」（p.2）のとおり
使用者	使用者住所：広島市中区光南六丁目1番68号 車両本拠地：広島市安佐北区小河原町字片山1159番3・字太郎丸1174番1 使用者氏名：広島バス株式会社

常用車両及び予備車両（系統 2917）

<p>車種</p>	<p>いすゞ自動車 エルガ</p>
<p>車両外観</p>	
<p>全長／全幅 ／全高</p>	<p>11,130mm / 2,485mm / 3,045mm</p>
<p>定員</p>	<p>76名（運転手含む）</p>
<p>運行区域</p>	<p>「路線図」（p.2）のとおり</p>
<p>使用者</p>	<p>使用者住所：広島市中区光南六丁目1番68号 車両本拠地：広島市安佐北区小河原町字片山1159番3・字太郎丸1174番1 使用者氏名：広島バス株式会社</p>

■ 事業者による実証運行の計画案（概要）

〈運行形態〉

名 称	東観音台線、薬師が丘線		
運行事業者	ひろでんモビリティサービス株式会社		
運 行 路 線 ・ 運 行 期 間 等 （P.3 路線概要図 P.4 系統図 P.5 運行回数表 P.6 時刻表 を参照）	路線	系統 30699 東観音台団地～地毛	系統 30797 薬師が丘団地～地毛
	運行期間	2023年12月1日～28日	
	運行時間帯	9時台～17時台	
	キロ程	2.2 km	2.3 km
	所要時間	9分	11分
	運行回数 (平日)	5.0回(往復)	3.0回(往復)
	運行回数 (土日祝)	3.0回(往復)	5.0回(往復)
	停留所	8か所	8か所
使用車両 (P.7 使用車両 の詳細を参照)	小型車両1台(乗車定員10人)		

〈参考：広電電鉄（東観音台線、薬師が丘線）の運行回数について〉

※実証運行にかかわらず、通常どおり運行

	東観音台線		薬師が丘線	
	東観音台団地～ 五日市駅北口	東観音台団地～ 広島バスセンター	薬師が丘団地～ 五日市駅北口	薬師が丘団地～ 広島バスセンター
平日	2.0回	11.5回	17.5回	13.0回
土日祝	0.0回	7.5回	10.0回	9.0回

■ 移動円滑化基準に適合しない車両の使用について（適用除外認定）

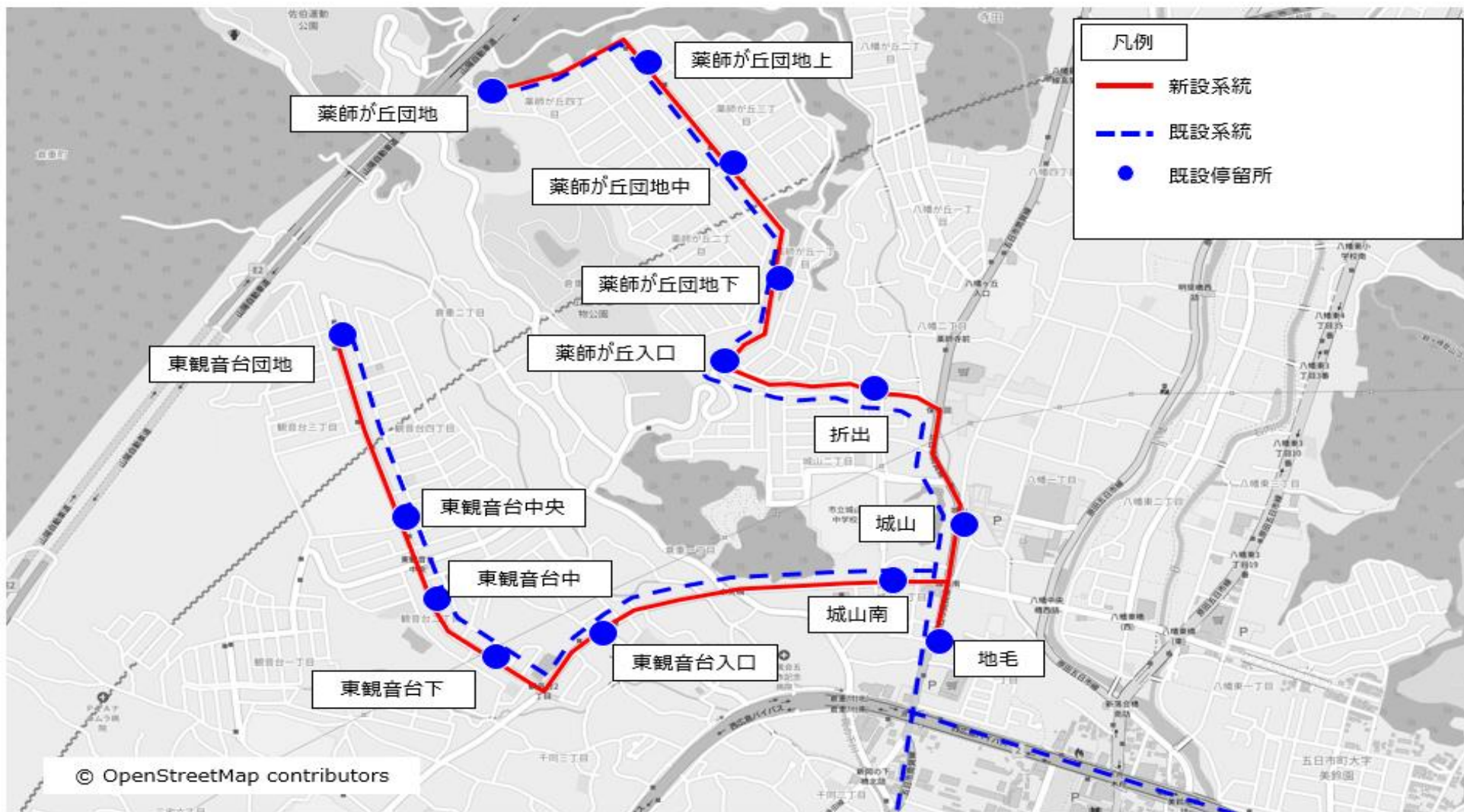
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両について、この基準に適合するよう求められている。

車両総重量 5t 以下であって乗車定員が 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議等の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を行うことができる。

当該路線に配置する車両（ハイエースグランドキャビン）については、移動円滑化基準に適合するための改造等が困難であることから、基準の適合しない車両を使用する。

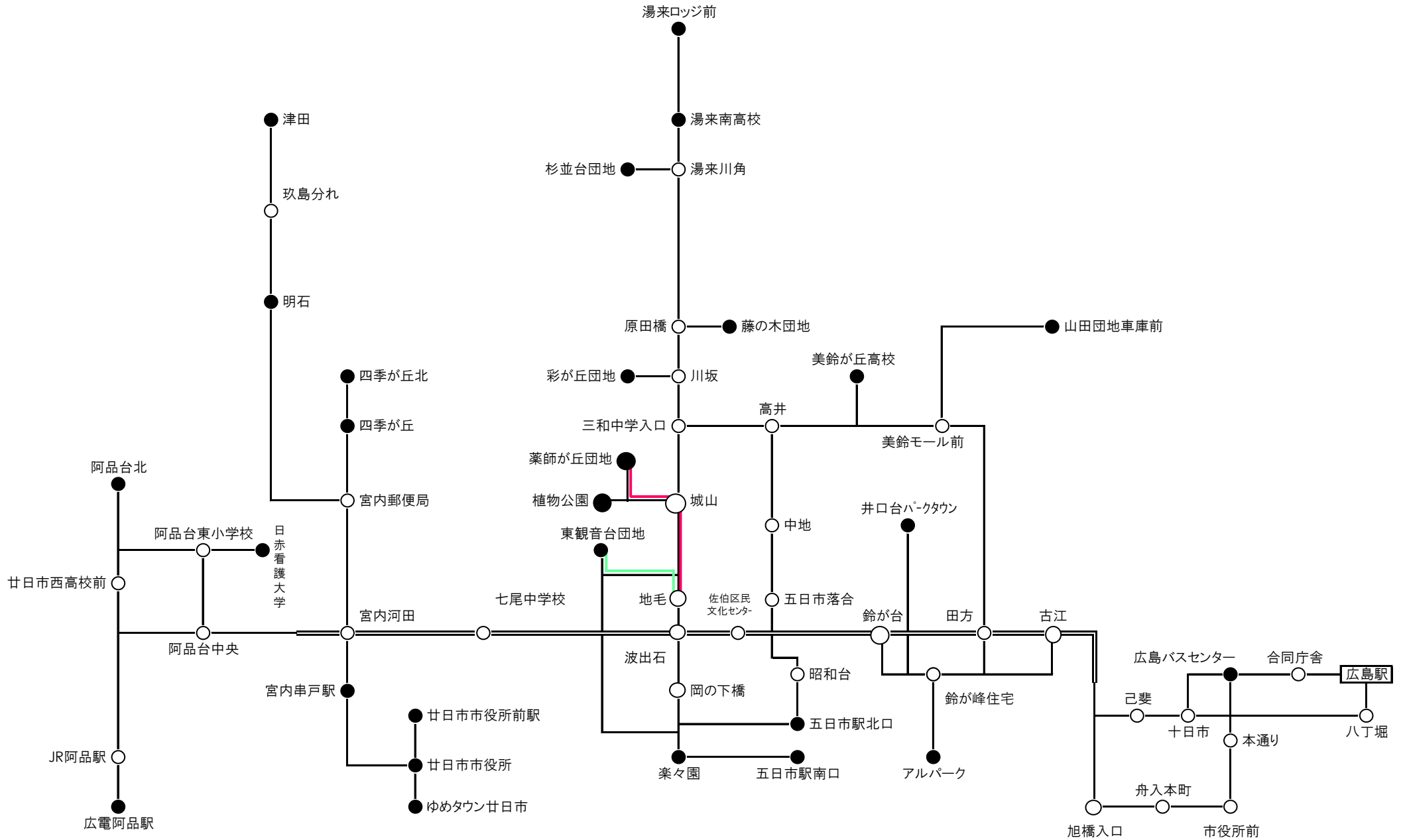
移動円滑化基準のうち、適合困難な条件および事項	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること (第 37 条第 2 項第 2 号)
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること(第 39 条)
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること(第 40 条第 1 項)
	通路の手すり	通路には大臣の定める間隔で手すりを設けること (第 40 条第 2 項)
車いす利用者への対応	運転手が介助する。	
○その他		
聴覚障害者への対応に関し、筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。		

路線概要図 (新規・既設系統共通)



運行系統図

凡 例		
	30699	東観音台団地～地毛
	30797	薬師が丘団地～地毛



系統番号	運行系統			系統 キ口程	運行 時分	区分	指定時間帯及び運行回数					始発時刻	終発時刻	備考	
	起点	主たる経過地	終点				7時～8時台	9時～15時台	16時～18時台	19時～翌6時台	合計				
															起点
306-99	東観音台団地		地毛	2.2	0:08	平日	起点	0.0	2.0	0.5	0.0	5.0	9:39	16:39	
							終点	0.0	2.0	0.5	0.0		11:00	17:00	
				2.0	0:09	土曜	起点	0.0	1.0	0.5	0.0	3.0	10:04	16:23	
							終点	0.0	1.5	0.0	0.0		9:35	15:45	
				0:11	日祝	起点	0.0	1.0	0.5	0.0	3.0	10:04	16:23		
						終点	0.0	1.5	0.0	0.0		9:35	15:45		
307-97	薬師が丘団地		地毛	2.3	0:08	平日	起点	0.0	1.5	0.0	0.0	3.0	10:37	13:57	
							終点	0.0	1.5	0.0	0.0		10:00	13:15	
				0:11	土曜	起点	0.0	2.5	0.0	0.0	5.0	9:10	15:20		
						終点	0.0	2.0	0.5	0.0		10:25	16:45		
				0:11	日祝	起点	0.0	2.5	0.0	0.0	5.0	9:10	15:20		
						終点	0.0	2.0	0.5	0.0		10:25	16:45		

地毛実証運行ダイヤ

平日

東観音	薬師	植物	地毛
9:39	→	→	9:48
	10:37	⇒	10:48
12:04	→	→	12:13
	12:50	⇒	13:01
	13:57	⇒	14:08
14:42	→	→	14:51
15:34	→	→	15:43
16:39	→	→	16:48

地毛	植物	薬師	東観音
10:00	⇒	10:08	
11:00	→	→	11:08
12:25	⇒	12:33	
13:15	⇒	13:23	
14:20	→	→	14:28
15:05	→	→	15:13
15:55	→	→	16:03
17:00	→	→	17:08

土日祝

東観音	薬師	植物	地毛
	9:10	⇒	9:21
10:04	→	→	10:13
	10:50	⇒	11:01
12:22	→	→	12:31
	13:20	⇒	13:31
	14:20	⇒	14:31
	15:20	⇒	15:31
16:23	→	→	16:32

地毛	植物	薬師	東観音
9:35	→	→	9:43
10:25	⇒	10:33	
11:15	→	→	11:23
12:55	⇒	13:03	
13:45	⇒	13:53	
14:43	⇒	14:51	
15:45	→	→	15:53
16:45	→	16:53	

広島空港アクセス路線（宮島・ジアウトレット路線）の実証運行について

1. 実証実験の概要

2021年に完全民営化した広島空港は、30年間で航空旅客をほぼ倍増させるマスタープランを公表している。増加分のうちの大半が国際線であり、15路線を誘致し、200万人を増やす計画である。実現すれば、広島都市圏だけでなく、中四国地方への経済的波及効果が期待できる。

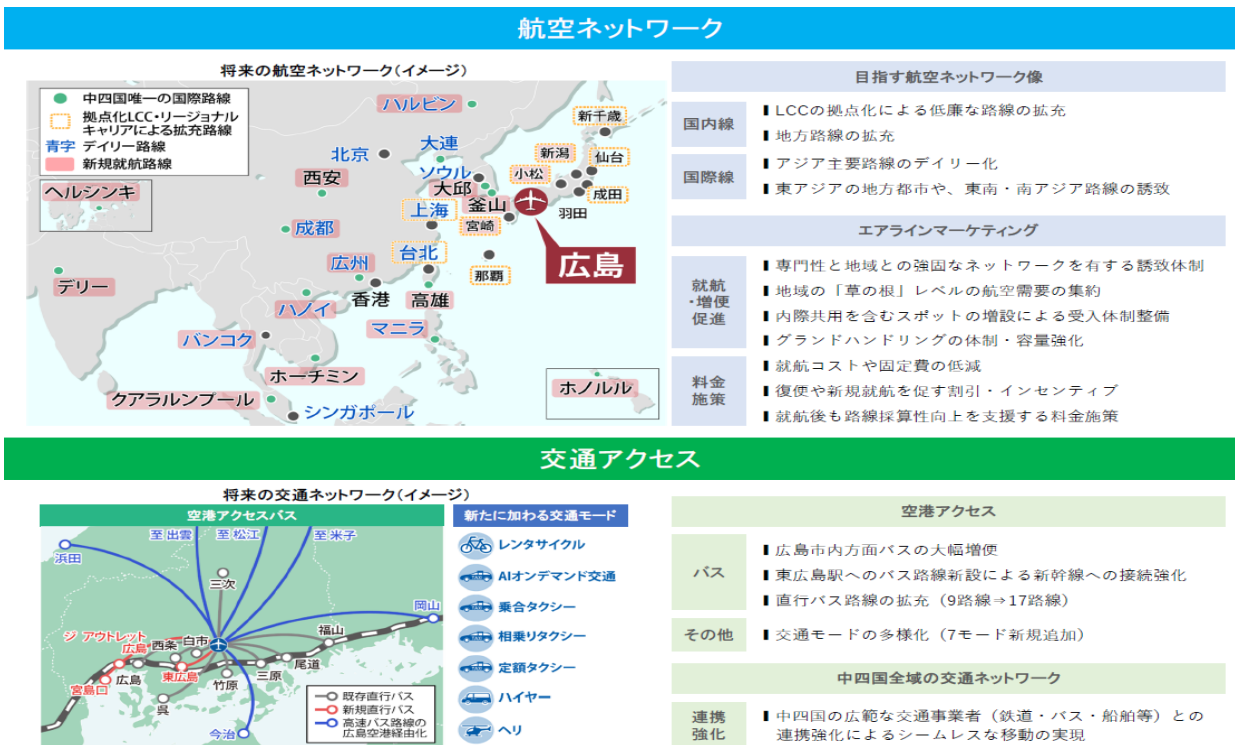
空港を運営する広島国際空港(株)や航空会社などにヒアリングすると、新規航空路線の誘致には、その空港からどこにいけるのか、二次アクセスの充実具合がPRポイントになるようで、全国の地方空港が二次アクセスの拡充に力を入れている。

鉄道路線のない広島空港において、最も輸送力のある交通モードはバスであり、これまでも度々新規バス路線の実証実験が行われてきた。広島国際空港(株)のマスタープランにおいても、直行バス路線の拡充が記載されている。

今回の実証運行の計画は、これまで行われてきた各種の実証実験と異なり、スタート時はバスでは採算ラインに乗らない乗客数を想定して一旦小型車両で運行を開始し、バスより低いコストでバスでの採算ラインに到達するまで集客を試み、採算ライン到達後にはバス路線の開設に向けて調整するというものである。

空港の二次アクセスが充実すれば、国際航空路線も誘致しやすくなり、航空旅客が増えれば二次アクセスも拡充しやすくなる。このような好循環を生むことで、旅行客の広島都市圏宿泊率を上げ、結果として旅行消費額を上げることで、地域経済へ貢献することを最終目標とするものである。

【参考】広島国際空港(株)が公表している『広島空港特定運営事業等マスタープラン』の抜粋




■これまでの経緯

時期	内容
2023年8月	広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験業務 公募型プロポーザル公告
2023年10月	上記プロポーザル 最優秀提案者としてひろでんモビリティサービス(株)を選定

2. 実験運行の路線及び運賃等の設定

実験運行に関する概要は以下のとおり。

■運行形態

名称	宮島路線（仮称）
運行事業者	ひろでんモビリティサービス(株)
運行開始時期	2023年12月1日
実験運行期間	運行開始日～1年間、以降自主運行
運行の態様	一般乗合旅客自動車運送事業 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3）
運行路線 運行日等	<p>路線：①広島空港バス乗り場～宮島口バス停 ②広島空港バス乗り場～ジアウトレット広島バス停～アルパークバス停</p> <p>運行回数については、広島空港発着便に応じて、当初①を8便/日、②を4便/日として運行開始し、場合によっては便数を変更し、その都度広島運輸支局に届出することとする（ジアウトレット広島～アルパーク間は乗降しない）</p> <p>停留所：4か所（迂回時1か所）</p>
運賃	運行事業者の設定する軽微運賃で広島運輸支局に届出をすることとする
使用車両	<p>ワンボックス車両（乗車定員は運転手除き9名）、常用車2両、予備車3両 予備車は、常用車車検時の代車、臨時増発、突発対応などに使用 繁忙期の複数台増発、また期中増便の可能性もあり予備車は3両とする 車両5両は都市型ハイヤー（一般乗用旅客自動車運送事業）と併用 車名：トヨタ 通称名：ハイエースワゴン（ハイエースグランドキャビン） 型式：CBA-TRH224W（2021年式） 全長5,380mm、全幅1,880mm、全高2,285mm</p>  <p>※イメージであり、実際の車体デザインは現在検討中</p>

【参考】時刻表案（※航空便の夏ダイヤ前提であり、冬ダイヤに合わせて変更予定）

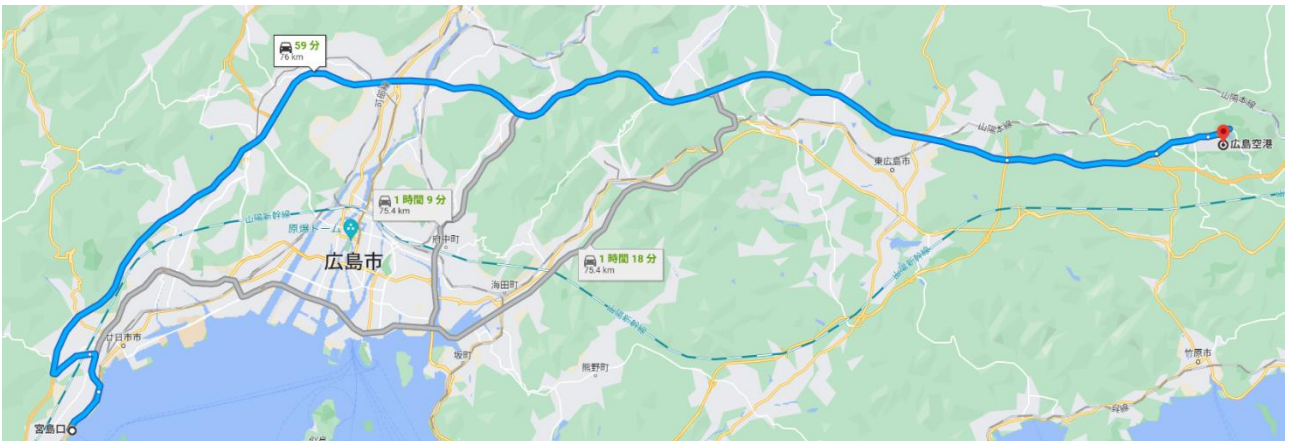
空港行き				空港発			
宮島口	アルパーク	ジアウトレット広島	広島空港	広島空港	ジアウトレット広島	アルパーク	宮島口
(アルパーク発)	7:30	7:45	8:30	8:55	⇒	⇒	9:55
(アルパーク発)	8:30	8:45	9:30	10:00	⇒	⇒	11:00
10:30	⇒	⇒	11:30	12:30	⇒	⇒	13:30
11:20	⇒	⇒	12:20	14:10	⇒	⇒	15:10
13:50	⇒	⇒	14:50	15:30	16:15	16:30	(アルパーク止)
15:30	⇒	⇒	16:30	17:00	17:45	18:00	(アルパーク止)

■路線認可申請路線図 (○：バス停 —：経路) (引用元：Google マップ、Google Earth)

①広島空港バス乗り場～宮島口バス停

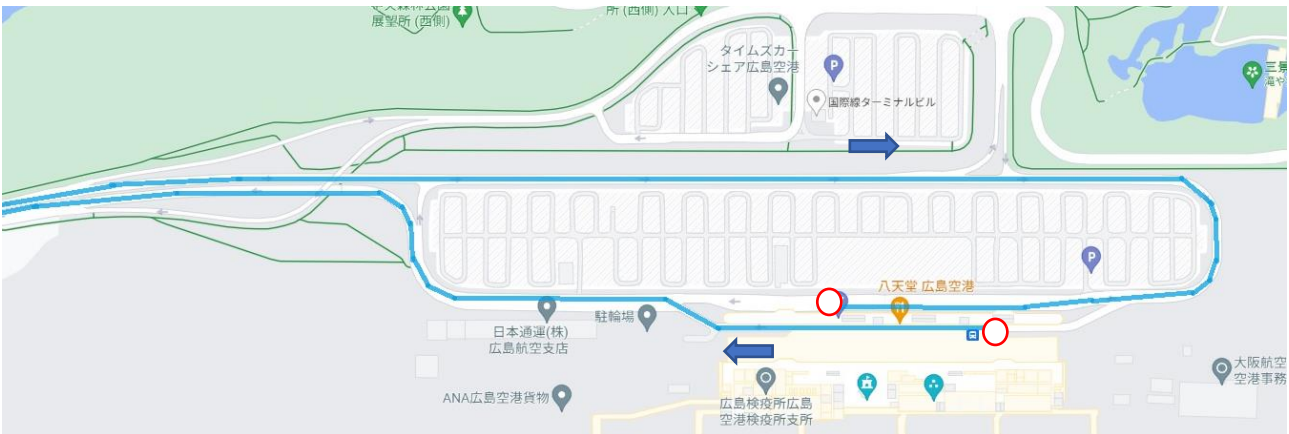
・全体図

宮島口バス停～国道2号線～廿日市IC～(山陽自動車道)～河内IC～広島空港



・広島空港バス乗り場周辺詳細図

河内IC方面→バス降り場、バス乗り場→河内IC方面



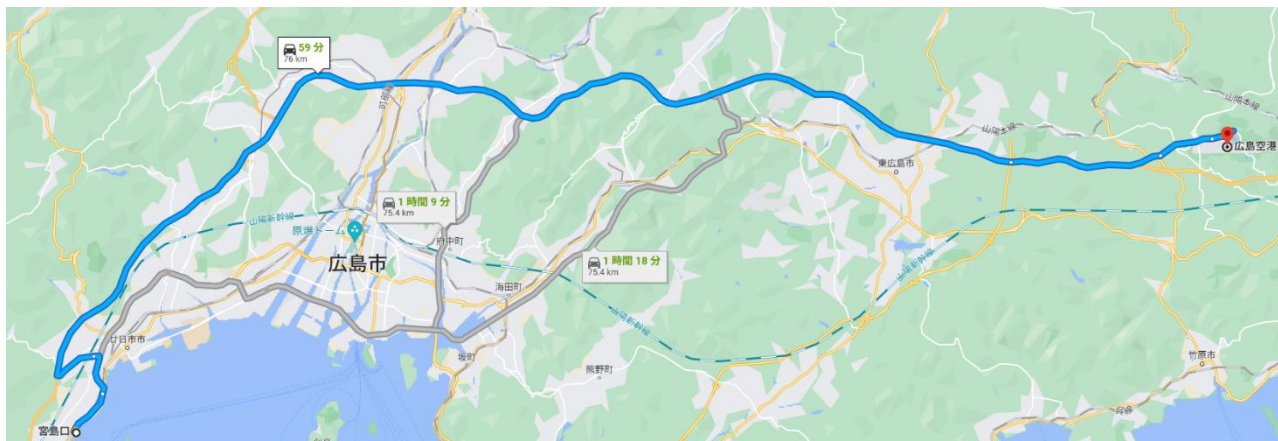
・宮島口周辺詳細図



※将来的に大型バスでの運行に変更になる場合は別ルートで調整

・迂回経路全体図（宮島口方面行のみ）

宮島口バス停～国道2号線～広電阿品駅～廿日市IC～（山陽自動車道）～河内IC～広島空港



・広電阿品駅付近詳細図

宮島街道→広電阿品駅→宮島街道



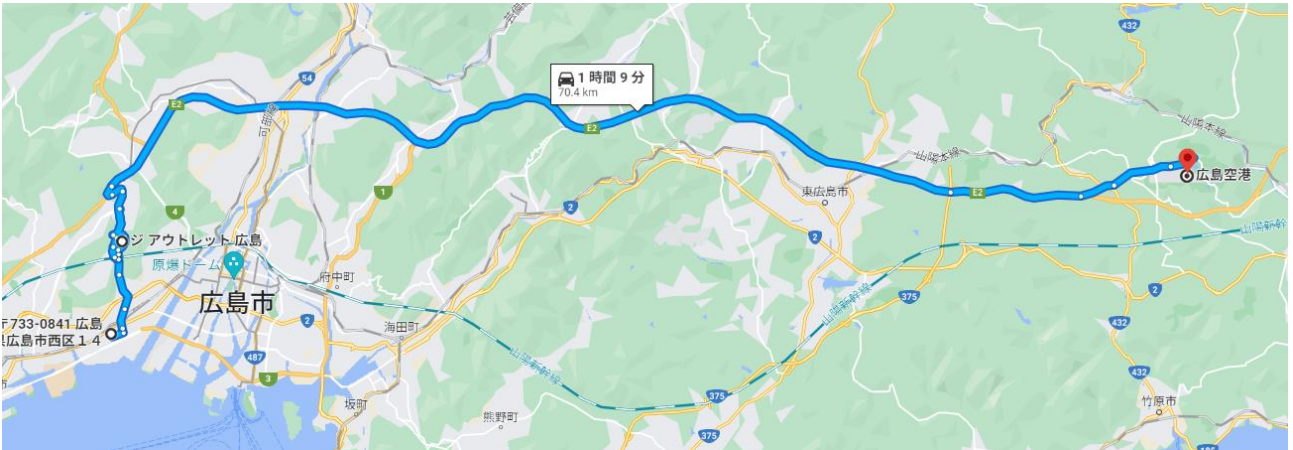
（補足 1）宮島街道→広電阿品駅

（補足 2）広電阿品駅→宮島街道



②広島空港バス乗り場～ジアウトレット広島バス停～アルパークバス停

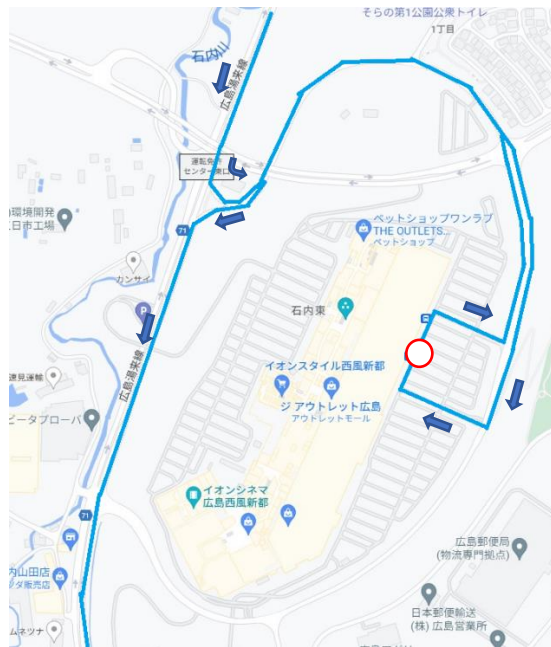
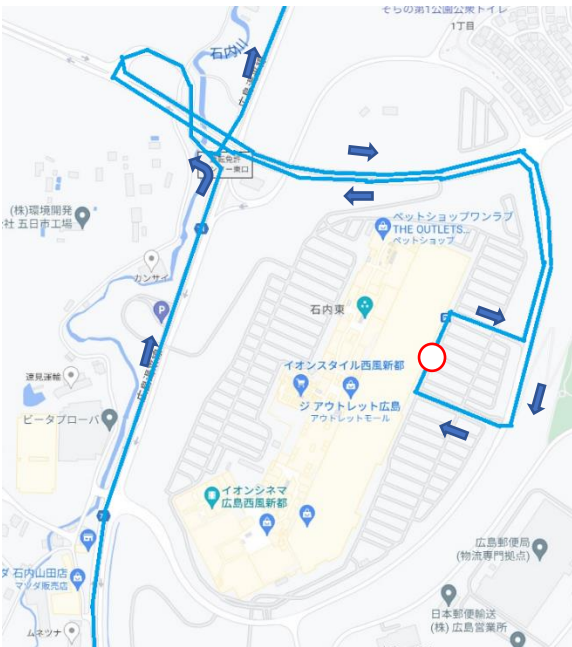
・全体図



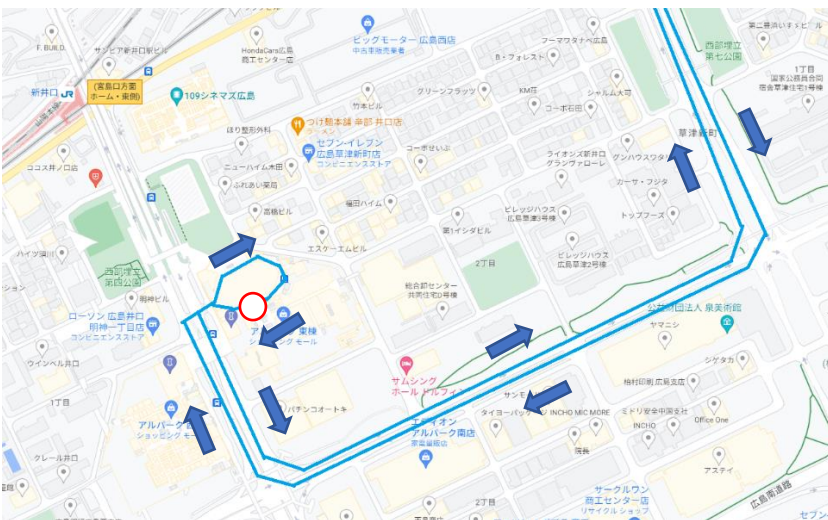
・ジアウトレット広島付近詳細図 (バス停はジアウトレット広島敷地内)

広島空港行き (乗車のみ)

広島空港発 (降車のみ)



・アルパーク周辺詳細図 (バス停はアルパーク東棟バス乗り場)



■移動円滑化基準に適合しない車両の使用について（適用除外について）

【移動円滑化基準について】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両について、この基準に適合するよう求められている。

車両総重量5 t以下であって乗車定員が23人以下の旅客運送事業用自動車は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議等の合意を得ることを条件に、使用者を特定して適用除外の認定を行うことができる。

【宮島路線（仮称）について】

当該路線に使用する車両については、高齢者や障害者を含む全ての人々が利用しやすい移動環境づくりに取り組むこととしている。しかしながら、当該路線に使用する車両（トヨタ ハイエースワゴン グランドキャビン）については、移動円滑化基準に適合するための改造等が困難であること、また、宮島が主要観光地のため満員になっても人数分の荷物が積めるワイドボディな車両が必要であることなど、移動円滑化基準に適合する自動車の使用が困難であるため、基準の適合しない車両を使用する。

【参考】使用予定車両の写真：行先表示含めデザインは現在検討中



移動円滑化基準のうち、適合困難な項目	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること（第37条第2項第2号）
	車椅子スペース	車椅子スペースを一以上設けること（第39条）
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は80cm以上とすること（第40条第1項）
	通路の手すり	通路には大臣の定める間隔で手すりを設けること（第40条第2項）
	車内用運行情報提供設備	乗合バス車両の運行に関する情報を文字や音声により提供するための設備を備えること（第41条第1項）
	車外用放送設備	車外用放送設備を設けること（第41条第2項）
車いす利用者への対応	運転手又は従業員が介助する。	
○その他		
聴覚障害者への対応に関し、筆話用の紙とボールペンを車内に常備する。		

道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直しについて

改正道路運送法の改正(R5.10.1 施行)

1 法改正前(~9/30)

「地域公共交通会議又は(活性化再生法に基づく)協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

参考 <道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

<道路運送法施行規則(抜粋)>

(法第9条第4項の協議が調ったとき)

第9条の2 法第9条第4項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。

2 法改正後(10/1~)

新たな「協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

参考<道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

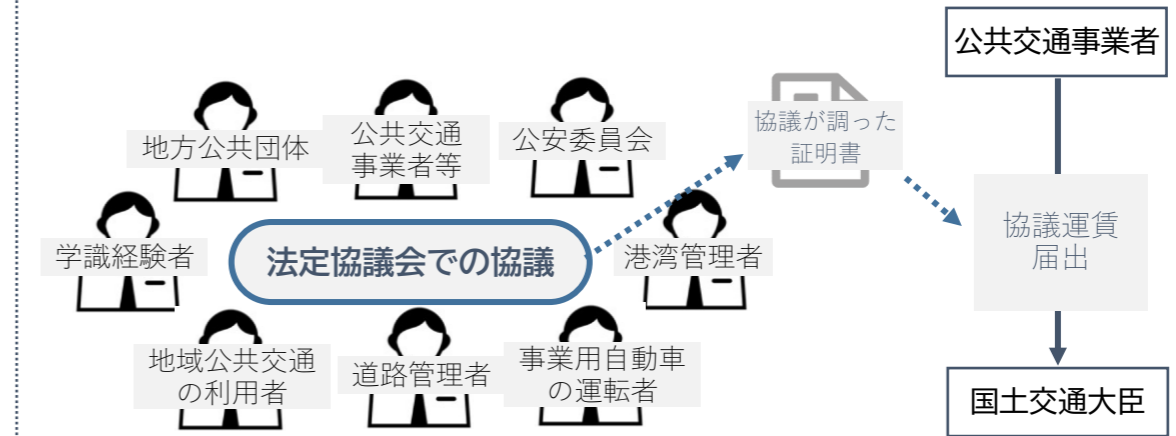
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6~7 (略)

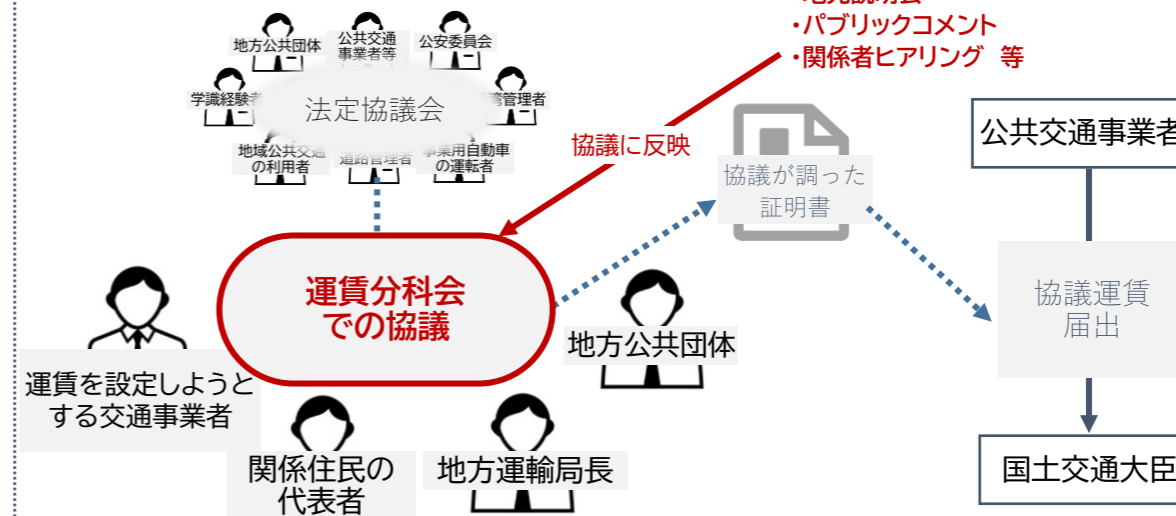
これまで

法定協議会での協議



対応案 法定協議会に分科会を新設

運賃分科会での協議



※関係事業者が複数の場合には分科会も複数回開催が必要となる

【運賃分科会について】

- ・分科会の会長は広島市とし、分科会委員のうち「関係住民の代表者」については、別途指名とする。
- ・分科会の議案は、全会一致で決する。
- ・分科会での決議事項については、親会議である法定協議会に報告する(親会議の承認は求めない。)